

監督署 資料



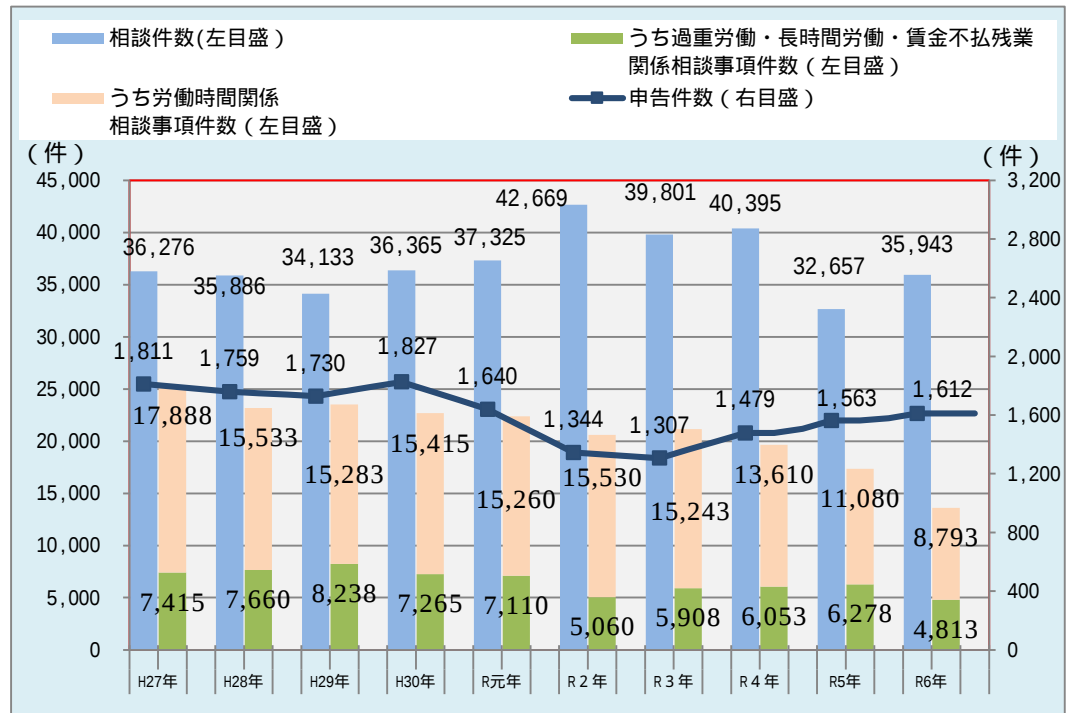
安心して働ける職場環境づくり

働き方改革における長時間労働の抑制、法定労働条件の確保・改善

監督課

- 1 長時間労働の抑制を重点とし、過労死等防止対策に取り組めます。
- 2 令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が全面的に適用された業種を中心に、労働時間に関する法令・制度の周知を図ります。
- 3 中小企業、小規模事業者が基本的な労働条件の枠組みを確立できるよう支援を行い、法定労働条件の履行確保を図ります。
- 4 労働基準監督機関としての権限を適正かつ斉一的に行使します。

申告・相談件数の推移

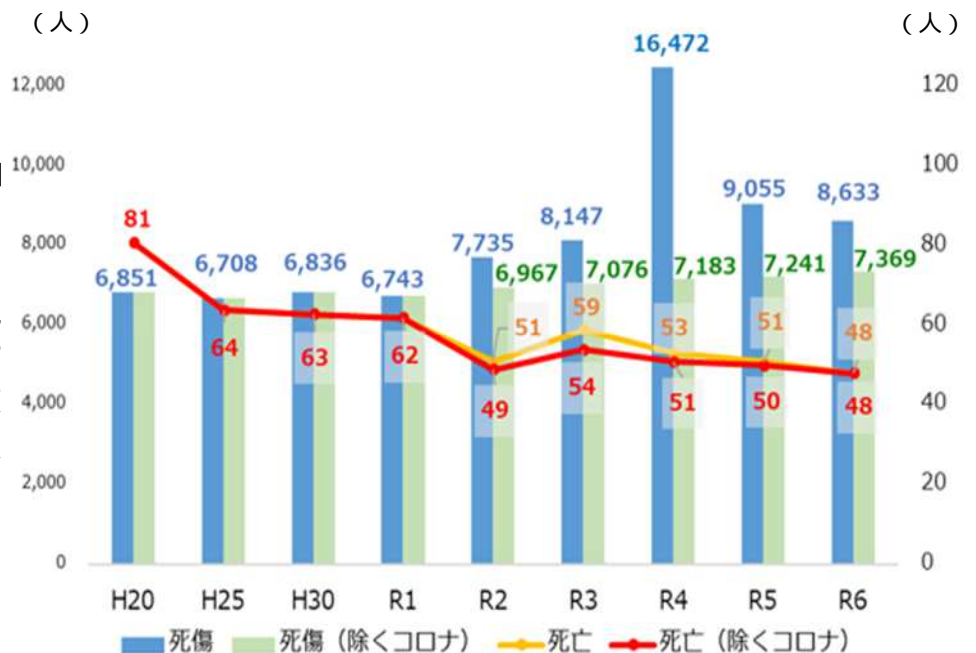


働く人の安全と健康の確保

安全課 健康課

- 1 第14次労働災害防止計画(2023年度～2027年度)に基づき、労働災害の大幅な減少に取り組めます。
本年度の取組は次のとおりです。
死亡者数を47人以下とさせます。
休業4日以上死傷者数を、令和4年と比較して減少に転じさせます。
- 2 「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」、「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「高年齢労働者の労働災害防止対策」を重点事項に掲げ、その増加に歯止めをかけます。

全産業における死傷者数の推移



内容の詳細等については、北海道労働局労働基準部 011 - 709 - 2311 の各担当課・室(監督・安全・健康課、賃金室、労災補償課)又は各労働基準監督署までお問合せ下さい。

北海道労働局 HP (<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/home.html/>)

- 3 各事業場において、メンタルヘルス不調の予防など、メンタルヘルス対策の取組が実施されるよう、特定6業種（卸売業、小売業、金融業、接客娯楽業、教育・研究業、清掃業）を中心に取組を推進します。
- 4 化学物質、石綿、粉じんなどによる健康障害の防止に取り組みます。
- 5 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」等を通じて、暑さ指数（WBGT）の把握・活用などによる熱中症対策の取組が促進されるよう周知・指導を実施します。

メンタルヘルス取組状況(令和7年2月末現在)

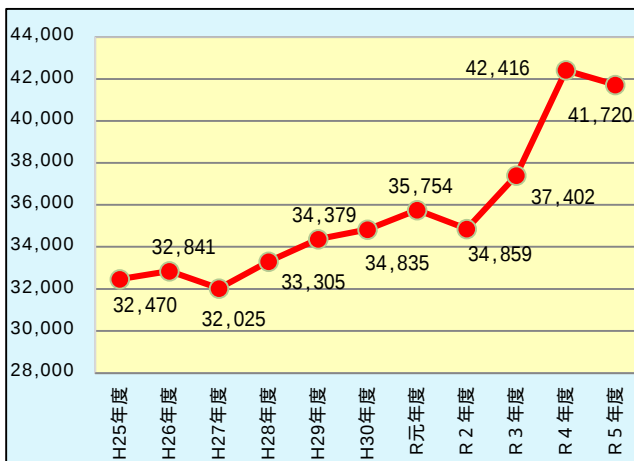
	対象事業場数	取組のある事業場数	取組の割合
特定6業種(30人以上)	5,201	3,965	76.2%
特定6業種(30～49人)	3,361	2,328	69.3%
全産業(30名以上)	13,781	11,318	82.1%

労災補償対策の推進

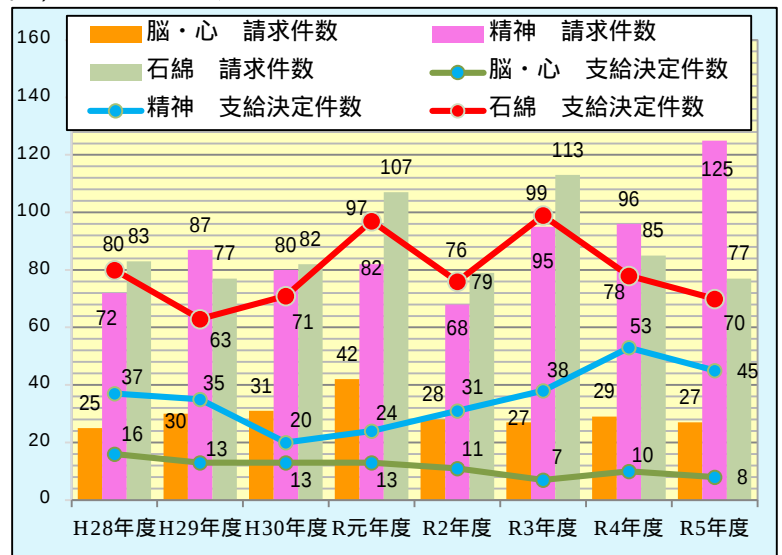
労災補償課

労働災害による負傷及び脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患などの業務上疾病について、認定基準を的確に運用し、労災請求の迅速かつ公正な決定を行うとともに、相談者等に対しては懇切・丁寧な対応に努めます。

(人) 労災給付新規受給者数の推移



(件) 脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患に係る労災補償状況



最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

賃金室

最低賃金の周知・徹底及び履行の確保を効果的に推進します。 最低賃金の件名	時間額(円)	効力発生日
北海道最低賃金	1,010	令和6年10月1日
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	1,048	令和6年12月1日
鉄鋼業	1,100	令和6年12月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,049	令和6年12月1日
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	1,040	令和6年12月1日

- 賃上げが可能な環境整備に資するよう、中小企業・小規模事業者以下への支援を行います。

- 賃金引き上げ特設ページ
- 業務改善助成金
- 北海道働き方改革推進支援センター



賃金引き上げ特設ページ



業務改善助成金



働き方改革推進支援センターのご案内

第14次 労働災害 防止計画



誰もが安全で健康に働くために

計画期間

2023(R5)年度から2027(R9)年度までの5か年間

計画の目標 2027(R9)年の死亡災害及び死傷災害を次のとおりとする

○死亡災害 **2022(R4)年と比較して10%以上減少**

○死傷災害 **2022(R4)年と比較して減少に転じさせる**

計画のねらい

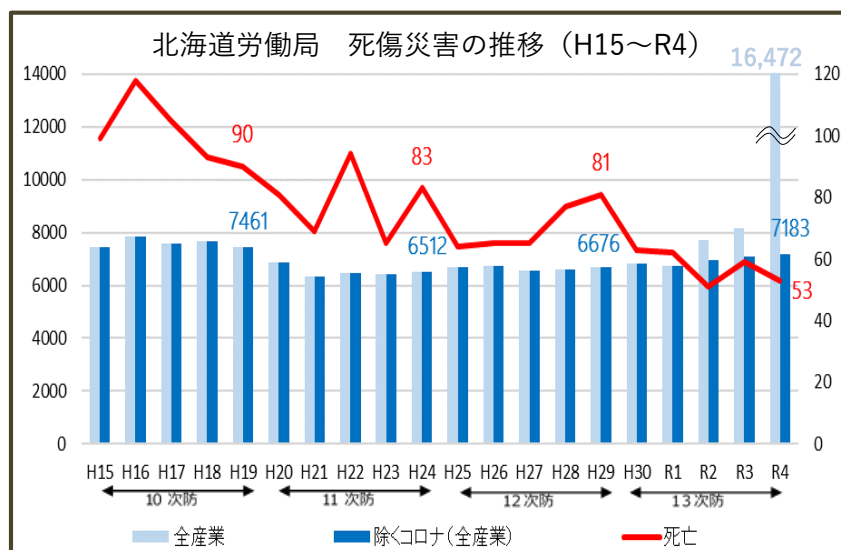
北海道の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善し、死亡災害は減少しているものの、休業4日以上死傷災害は、ここ数年増加傾向にあります。

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要です。また、消費者・サービス利用者においても安全衛生対策費への理解が求められます。

安全衛生に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ります。



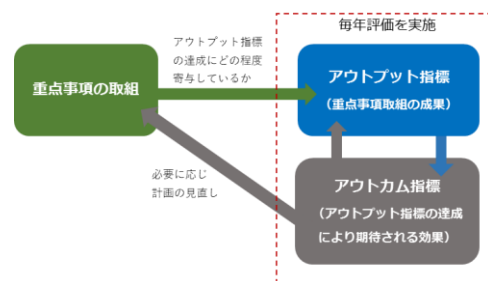
第14次防詳細はこちら→



計画の重点事項

重点事項（8項目）の取組の成果としてアウトプット指標を定めるほか、アウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、毎年これらの指標を用いて計画の実施状況の確認及び評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

（リーフレットに記載したアウトプット指標は全て2027年までの取組みとなります。）



1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

全業種対象

- 安全衛生の取組を見える化する仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む
- 安全衛生対策におけるDXの推進（AIやウェアラブル端末等の技術を活用した安全衛生活動の推進、危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化）



2 重点業種における労働災害防止対策の推進（建設業、小売業・社会福祉施設）

- 建設業 高所からの墜落・転落防止措置を確実に実施するとともに、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを実施する
- 小売業・社会福祉施設 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。介護・看護作業において、「ノーリフトケア」の導入を進める



アウトプット指標

- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を85%（総合建設業は90%）以上とする
- 正社員以外への安全衛生教育の実施率を80%以上とする
- ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して増加させる



アウトカム指標

- 建設業の死亡者数を2022年と比較して20%以上減少させる
- 社会福祉施設の腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して減少させる

（重点事項ごとの具体的取組は指標に関連した事項の抜粋です。詳しくは北海道労働局第14次労働災害防止計画をご確認ください。）

3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

● 全業種対象

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等に取り組む

アウトプット指標 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく 高齢労働者の安全衛生確保の取組みを実施する割合を50%以上とする

アウトカム指標 60歳代以上の死傷年千人率を男女ともに2027年までにその増加に歯止めをかける

4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

● 全業種対象

- 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む

アウトプット指標 母国語や視聴覚教材を用いて外国人労働者向けの災害防止の教育を実施している事業場を50%以上とする

アウトカム指標 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする

5 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

● 全業種対象

- 転倒災害対策にハード・ソフト両面から対策に取り組む



アウトプット指標 転倒防止対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場を50%以上とする

アウトカム指標 ○転倒の年齢層別死傷年千人率を男女とも増加に歯止めをかける
○転倒による平均休業見込日数を40日以下とする

6 その他の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業、製造業、林業）

- 陸上貨物運送業 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する
○製造業 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む
○林業 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する



アウトプット指標 ○「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場（荷主となる事業所を含む。）の割合を45%以上とする
○機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場を60%以上とする
○「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場を50%以上とする

アウトカム指標 ○陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる
○製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる
○林業の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる

7 労働者の健康確保対策の推進

● 全業種対象

- ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する

アウトプット指標 ○メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を80%以上とする
○50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする
○必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を80%以上とする

アウトカム指標 仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする



8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

● 全業種対象

- SDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する
○石綿の事前調査を確実に実施し、事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する
○熱中症予防のため、暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する



アウトプット指標 ○ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする
○リスクアセスメントを行っている事業場の割合を80%以上とするとともに、その結果に基づいて必要な措置を実施している事業場の割合を80%以上とする
○熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる

アウトカム指標 ○化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して5%以上減少させる
○熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる



令和6年 業種別労働災害発生状況 その1

令和6年確定値

北海道労働局

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定値		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	48	8,585	8,633	51	9,004	9,055	-422	-4.7	100.0	51	9,004	9,055
製造業	7	1,114	1,121	4	1,141	1,145	-24	-2.1	13.0	4	1,141	1,145
食料品	2	578	580	3	631	634	-54	-8.5	6.7	3	631	634
木材・家具		104	104		87	87	17	19.5	1.2		87	87
紙・印刷		17	17		19	19	-2	-10.5	0.2		19	19
窯業・土石		42	42		43	43	-1	-2.3	0.5		43	43
金属・機械	3	161	164		182	182	-18	-9.9	1.9		182	182
その他	2	212	214	1	179	180	34	18.9	2.5	1	179	180
鉱業												
鉱山		2	2		3	3	-1	-33.3	0.0		3	3
土石採取業		26	26	1	16	17	9	52.9	0.3	1	16	17
建設業	18	834	852	6	893	899	-47	-5.2	9.9	6	893	899
土木工事業	9	263	272	4	296	300	-28	-9.3	3.2	4	296	300
建築工事業	6	371	377	2	379	381	-4	-1.0	4.4	2	379	381
木造建築業	1	105	106		115	115	-9	-7.8	1.2		115	115
その他	2	95	97		103	103	-6	-5.8	1.1		103	103
交通運輸事業		372	372	1	304	305	67	22.0	4.3	1	304	305
陸上貨物運送事業	4	855	859	10	825	835	24	2.9	10.0	10	825	835
道路貨物運送	4	804	808	10	768	778	30	3.9	9.4	10	768	778
陸上貨物取扱		51	51		57	57	-6	-10.5	0.6		57	57
港湾運送業		19	19		8	8	11	137.5	0.2		8	8
林業	4	75	79	4	64	68	11	16.2	0.9	4	64	68
水産業		106	106	1	140	141	-35	-24.8	1.2	1	140	141
商業	3	1,174	1,177	5	1,098	1,103	74	6.7	13.6	5	1,098	1,103
清掃・と畜業		504	504	3	425	428	76	17.8	5.8	3	425	428
上記以外の事業	12	3,504	3,516	16	4,087	4,103	-587	-14.3	40.7	16	4,087	4,103

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計した速報値である。
死亡災害及び休業災害の件数は、本年・昨年ともに把握した件数である。

令和6年 業種別労働災害発生状況 その2

令和6年確定値

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定値		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
農業	2	143	145		119	119	26	21.8	1.7		119	119
畜産業	4	288	292	2	326	328	-36	-11.0	3.4	2	326	328
金融・広告業		45	45		55	55	-10	-18.2	0.5		55	55
映画・演劇業		2	2		1	1	1	100.0	0.0		1	1
通信業		198	198		185	185	13	7.0	2.3		185	185
教育・研究業		74	74		69	69	5	7.2	0.9		69	69
保健衛生業	1	1,954	1,955	1	2,540	2,541	-586	-23.1	22.6	1	2,540	2,541
接客娯楽業	2	465	467	3	460	463	4	0.9	5.4	3	460	463
その他の事業	3	335	338	10	332	342	-4	-1.2	3.9	10	332	342
合計	12	3,504	3,516	16	4,087	4,103	-587	-14.3	40.7	16	4,087	4,103

「第三次産業」の内訳

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定値		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
商業	3	1,174	1,177	5	1,098	1,103	74	6.7	13.6	5	1,098	1,103
うち 小売業	1	911	912	2	859	861	51	5.9	10.6	2	859	861
金融・広告業		45	45		55	55	-10	-18.2	0.5		55	55
映画・演劇業		2	2		1	1	1	100.0	0.0		1	1
通信業		198	198		185	185	13	7.0	2.3		185	185
教育・研究業		74	74		69	69	5	7.2	0.9		69	69
保健・衛生業	1	1,954	1,955	1	2,540	2,541	-586	-23.1	22.6	1	2,540	2,541
うち 社会福祉施設	1	882	883		1,213	1,213	-330	-27.2	10.2		1,213	1,213
うち 医療保健業		1,057	1,057	1	1,320	1,321	-264	-20.0	12.2	1	1,320	1,321
接客・娯楽業	2	465	467	3	460	463	4	0.9	5.4	3	460	463
うち 飲食店		197	197		222	222	-25	-11.3	2.3		222	222
うち 旅館業		128	128		116	116	12	10.3	1.5		116	116
うち ゴルフ場	1	55	56	1	51	52	4	7.7	0.6	1	51	52
清掃・と畜業		504	504	3	425	428	76	17.8	5.8	3	425	428
その他の事業	3	335	338	10	332	342	-4	-1.2	3.9	10	332	342
うち 警備業		80	80	6	76	82	-2	-2.4	0.9	6	76	82
合計	9	4,751	4,760	22	5,165	5,187	-427	-8.2	55.1	22	5,165	5,187

令和6年 業種別労働災害発生状況 (確定)

稚内労働基準監督署

区分 業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年(確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	2	98	100		123	123	- 23	- 18.7	100.0		123	123
除く鉱業計	2	98	100		123	123	- 23	- 18.7	100.0		123	123
製造業	1	14	15		20	20	- 5	- 25.0	15.0		20	20
食料品	1	9	10		17	17	- 7	- 41.2	10.0		17	17
木材木製品		2	2		1	1	1	100.0	2.0		1	1
紙・パルプ												
窯業・土石		1	1		1	1	±0	0.0	1.0		1	1
金属・機械					1	1	- 1	- 100.0			1	1
その他		2	2				2	0.0	2.0			
鉱業												
土石採取業		1	1		1	1	±0	0.0	1.0		1	1
建設業		19	19		25	25	- 6	- 24.0	19.0		25	25
土木工事業		6	6		11	11	- 5	- 45.5	6.0		11	11
建築工事業		6	6		9	9	- 3	- 33.3	6.0		9	9
木造建築業		4	4		3	3	1	33.3	4.0		3	3
設備工事業		3	3		2	2	1	50.0	3.0		2	2
道路貨物運送業		6	6		10	10	- 4	- 40.0	6.0		10	10
その他の運輸業		1	1		1	1	±0	0.0	1.0		1	1
貨物取扱業												
林業		1	1		2	2	- 1	- 50.0	1.0		2	2
漁業		12	12		15	15	- 3	- 20.0	12.0		15	15
商業		9	9		7	7	2	28.6	9.0		7	7
清掃業		6	6		1	1	5	500.0	6.0		1	1
畜産業	1	3	4		6	6	- 2	- 33.3	4.0		6	6
社会福祉施設		15	15		20	20	- 5	- 25.0	15.0		20	20
その他の事業		11	11		15	15	- 4	- 26.7	11.0		15	15

※本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)から集計したものであり、前年同期との比較です。

※本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

※稚内労働基準監督署の管轄は、宗谷地方(稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、幌延町)及び留萌地方北部(天塩町、遠別町)の1市10町1村です。

令和6年 業種別労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症を除く）
(確定)

稚内労働基準監督署

区分 業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年(確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	2	85	87		107	107	- 20	- 18.7	100.0		123	123
除く鉱業計	2	85	87		107	107	- 20	- 18.7	100.0		123	123
製造業	1	14	15		20	20	- 5	- 25.0	17.2		19	19
食料品	1	9	10		17	17	- 7	- 41.2	11.5		17	17
木材木製品		2	2		1	1	1	100.0	2.3		1	1
紙・パルプ												
窯業・土石		1	1		1	1	±0	0.0	1.1		1	1
金属・機械					1	1	- 1	- 100.0			1	1
その他		2	2				2	0.0	2.3			
鉱業												
土石採取業		1	1		1	1	±0	0.0	1.1		1	1
建設業		19	19		24	24	- 5	- 20.8	21.8		25	25
土木工事業		6	6		10	10	- 4	- 40.0	6.9		11	11
建築工事業		6	6		9	9	- 3	- 33.3	6.9		9	9
木造建築業		4	4		3	3	1	33.3	4.6		3	3
設備工事業		3	3		2	2	1	50.0	3.4		2	2
道路貨物運送業		6	6		10	10	- 4	- 40.0	6.9		10	10
その他の運輸業		1	1		1	1	±0	0.0	1.1		1	1
貨物取扱業												
林業		1	1		2	2	- 1	- 50.0	1.1		2	2
漁業		12	12		15	15	- 3	- 20.0	13.8		15	15
商業		9	9		7	7	2	28.6	10.3		7	7
清掃業		6	6		1	1	5	500.0	6.9		1	1
畜産業	1	3	4		6	6	- 2	- 33.3	4.6		6	6
社会福祉施設		3	3		5	5	- 2	- 40.0	3.4		20	20
その他の事業		10	10		15	15	- 5	- 33.3	11.5		15	15

※本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)から集計したものであり、前年同期との比較です。

※本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

※稚内労働基準監督署の管轄は、宗谷地方(稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、幌延町)及び留萌地方北部(天塩町、遠別町)の1市10町1村です。

主要業種労働災害発生状況の推移

稚内労働基準監督署（令和7年3月末現在）

	第7次労働災害防止計画					第8次労働災害防止計画					第9次労働災害防止計画					第10次労働災害防止計画					第11次労働災害防止計画					第12次労働災害防止計画					第13次労働災害防止計画					第14次労働災害防止計画				
	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
全産業	318	253	244	249	213	219	245	181	231	224	205	201	167	194	124	143	132	143	130	130	104	85	103	118	112	100	112	88	104	113	120	108	94	131	257	123	100			
	6	5	9	7	5	3	7	3	6	2	4	7	5	6	1	2	3	4	2	6	2	2	2	2	9	1	3		2	2	4	2	1	4			2			
除く鉱業	318	252	243	249	213	219	245	181	231	224	205	201	167	194	124	143	132	143	130	130	104	84	103	118	112	100	112	88	104	113	120	108	94	131	257	123	100			
	6	5	9	7			7	3	6	2	4	7	5	6	1	2	3	4	2	6	2	2	2	2	9						4	2	1							
製造業	94	64	85	78	61	56	82	60	69	63	62	50	43	58	40	36	31	35	45	34	26	16	27	32	15	24	18	16	21	29	26	20	23	15	33	20	15			
			1	3	1	1	1	1						1		1	1	1		1					1												1			
鉱業		1	1																			1																		
土石採取	1		2	1		6	1	3	3	2	2	3	1	2				4		1		1	4			2	1				1			2		1				
						1								1																				1						
建設業	98	75	70	89	81	88	80	59	66	62	59	48	60	57	30	27	30	31	19	27	20	13	14	26	23	15	23	17	21	19	20	19	10	24	30	25	19			
	3	2	3	3	3	1	4	2	3		2	2	4	3	1	1	1	3		4		1			1		3		1		1	1		3						
交通運輸	17	16	13	14	17	17	24	21	23	25	25	15	15	15	10	15	12	11	12	19	5	9	3	11	13	8	16	10	6	15	17	9	8	7	9	11	7			
		2								1							1							1	2					1	2									
貨物取扱	5	2	3	1	3	3	1																	1			1			1		1	1							
	1						1																																	
港湾荷役																												1												
林業	24	34	13	10	11	14	7	9	11	18	8	7	4	9	2	10	9	4	3	5	9	6	4	4	8	2	6	4	7	5	3	9	3	4	2	2	1			
	1		1				1		1	1	1								1	1	1		1						1											
漁業	42	34	25	32	16	7	17	9	21	21	19	30	12	16	12	17	26	11	15	16	16	17	20	17	19	8	15	13	14	13	7	11	14	27	27	15	12			
	1	1	1						1		1	2													1															
卸小売業	15	12	11	11	4	8	11	6	13	15	9	9	15	16	2	7	5	18	12	7	10	3	8	7	9	11	8	5	8	9	11	9	11	19	15	7	9			
				1					1			1	1	1							1			1	1	1					1									
清掃業	1	5	1	1	1	1	5		2	5	2	6	2	1	4	6	2	4	1	4	4	3		2	2	5	3	5	6	1	3	3	4	4	4	1	6			
																						1											1							
その他	21	10	20	12	19	19	17	14	23	13	19	33	15	20	22	25	17	25	23	17	14	16	23	19	22	25	22	16	21	22	31	28	20	29	136	41	30			
			3		1							2							1				1		3				1		1					1				

令和 7 年 業種別労働災害発生状況

(令和 7 年6月末)

稚内労働基準監督署

区分 業種別	令和 7 年			令和 6 年			対 前 年		業種 割合 (%)	令和 6 年(確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全 産 業 合 計	1	41	42		49	49	- 7	- 14.3	100.0	2	98	100
除 く 鉱 業 計	1	41	42		49	49	- 7	- 14.3	100.0	2	98	100
製 造 業		10	10		6	6	4	66.7	23.8	1	14	15
食 料 品		8	8		5	5	3	60.0	19.0	1	9	10
木 材 木 製 品					1	1	- 1	- 100.0			2	2
紙 ・ パ ル プ												
窯 業 ・ 土 石											1	1
金 属 ・ 機 械												
そ の 他		2	2				2		4.8		2	2
鉱 業												
土 石 採 取 業					1	1	- 1	- 100.0			1	1
建 設 業	1	11	12		5	5	7	140.0	28.6		19	19
土 木 工 事 業		4	4		3	3	1	33.3	9.5		6	6
建 築 工 事 業		5	5		1	1	4	400.0	11.9		6	6
木 造 建 築 業		1	1				1				4	4
設 備 工 事 業	1	1	2		1	1	1	100.0	4.8		3	3
道路貨物運送業					2	2	- 2	- 100.0			6	6
その他の運輸業		2	2		1	1	1	100.0	4.8		1	1
貨 物 取 扱 業												
林 業					1	1	- 1	- 100.0			1	1
漁 業		7	7		5	5	2	40.0	16.7		12	12
商 業		3	3		7	7	- 4	- 57.1	7.1		9	9
清 掃 業		2	2		2	2	±0	0.0	4.8		6	6
畜 産 業		2	2		1	1	1	100.0	4.8	1	3	4
社会福祉施設		1	1		12	12	- 11	- 91.7	2.4		15	15
その他の事業		3	3		6	6	- 3	- 50.0	7.1		11	11

※本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)から集計したものであり、前年同期との比較です。

※本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

※稚内労働基準監督署の管轄は、宗谷地方(稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、幌延町)及び留萌地方北部(天塩町、遠別町)の1市10町1村です。

令和 7 年 死亡労働災害発生状況

(令和 7 年6月末)

稚内労働基準監督署

No.	発 生 月	時 刻	業種	事故 の型	起因物	災 害 発 生 概 況
1	5	13	建設業	有害物等 との接触	異常環境 等	排水処理場の汚泥槽の中にある装置の交換作業をするため入槽したところ、汚泥槽内部の低部付近で異臭が強くし、脱出しようとしたが意識不明となり槽の中に転落した。救助後、硫化水素中毒による死亡が確認されたもの。

※本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。

業種別・事故の型別労働災害発生状況

(令和7年6月末)

稚内労働基準監督署

業 種 事故の型		製	食	木	紙	窯	金	そ	鋳	土	建	土	木	建	木	設	道	そ	貨	林	漁	商	清	畜	社	そ	全
		造	料	材	・	業	属	の	業	石	設	工	建	工	造	備	路	の	物	業	業	業	掃	産	会	の	産
事故の型		業	品	品	パ	・	機	他	業	採	業	事	事	業	業	業	業	業	取	業	業	業	業	業	業	業	業
		業	品	品	ル	石	械	他	業	取	業	業	業	業	業	業	業	業	取	業	業	業	業	業	業	業	業
1	墜落・転落	2						2			5	1	3	1								1	1				9
20	2m以上からの	1						1			1		1														2
21	2m未満からの	1						1			4	1	2	1								1	1				7
2	転倒	2	2															1				1	1	1	1		7
22	滑り																	1				1	1	1			4
23	つまづき	2	2																								2
24	踏み外し																										
25	もつれ等																								1		1
26	その他の転倒																										
3	激突																				1						1
4	飛来・落下	1	1								1		1														2
5	崩壊・倒壊										1		1														1
6	激突され																							1			1
7	巻き込まれ・はさまれ	1	1								1	1						1			3	1				1	8
8	切れ・こすれ	2	2																		2						4
9	踏抜き										1	1															1
10	おぼれ																										
11	高温・低温の物との接触	2	2																								2
12	有害物との接触										2					2											2
13	感電																										
14	爆発																										
15	破裂																										
16	火災																										
17	交通事故(道路)																									1	1
18	交通事故(その他)										1	1															1
19	動作の反動・無理な動作																				1					1	2
27	腰痛																										
28	転倒もどき																										
29	その他の動作の反動																				1					1	2
90	その他																										
99	分類不能																										
合	計	10	8					2			12	4	5	1	2			2			7	3	2	2	1	3	42

事故の型別・起因物別労働災害発生状況

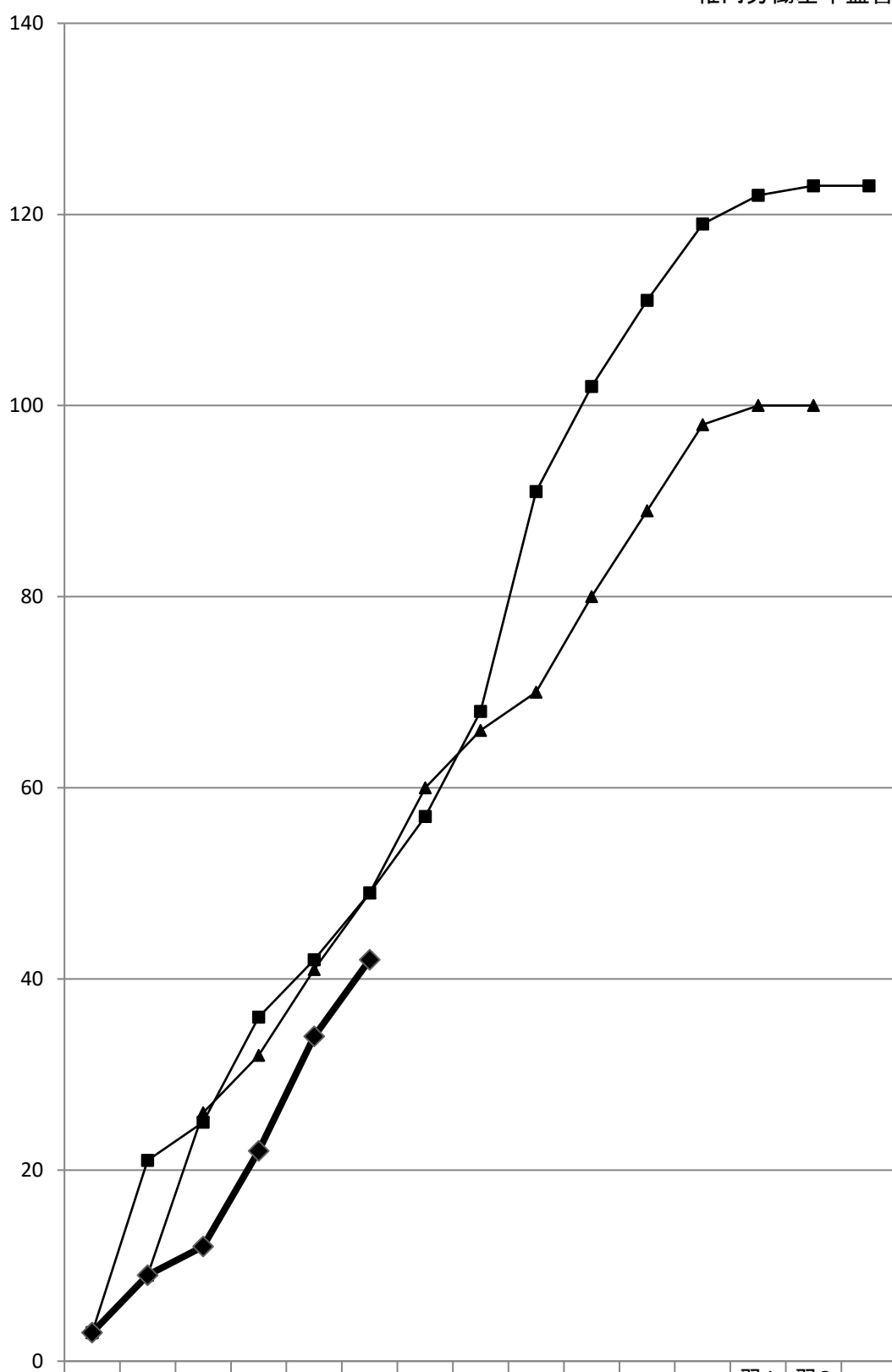
(令和7年6月末)

稚内労働基準監督署

起因物		11	12	13	14	15	16	17	18	21	22	23	31	32	33	34	35	36	37	39	41	42	51	52	61	71	91	92	99	合
		原 動 機	力 伝 導 機	木 材 加 工 機 械	建 設 用 機 械	金 属 加 工 用 機 械	一 般 動 力 機 械	車 両 系 木 材 伐 出 機 械 等	食 品 加 工 用 機 械	動 力 ク レ ー ン 等	動 力 運 搬 機	乗 物	圧 力 容 器	化 学 容 器	溶 接 装 置 等	炉 窯 等	電 気 設 備	人 力 機 械 工 具 等	用 具	そ の 他 の 装 置 設 備	仮 設 物 ・ 建 築 物 ・ 構 築 物 等	床 面 ・ 通 路	危 険 物 ・ 有 害 物 等	材 料	荷 等	自 然 環 境 等	そ の 他 の 起 因 物	起 因 物 な し	分 類 不 能	
事故の型																														
1	墜落・転落				1		1				1								2		3				1					9
20	2m以上からの																				2									2
21	2m未満からの				1		1				1								2		1				1					7
2	転倒																		2			4						1		7
22	滑り																				4									4
23	つまづき																		2											2
24	踏み外し																													
25	もつれ等																											1		1
26	その他の転倒																													
3	激突											1																		1
4	飛来・落下									1														1						2
5	崩壊・倒壊																	1												1
6	激突され																									1				1
7	巻き込まれ・はさまれ		2				1					1							3						1					8
8	切れ・こすれ																	1	1								2			4
9	踏抜き																			1										1
10	おぼれ																													
11	高温・低温の物との接触																										2			2
12	有害物との接触																										2			2
13	感電																													
14	爆発																													
15	破裂																													
16	火災																													
17	交通事故(道路)											1																		1
18	交通事故(その他)											1																		1
19	動作の反動・無理な動作																	1	1											2
27	腰痛																													
28	転倒もどき																													
29	その他の動作の反動																	1	1											2
90	その他																													
99	分類不能																													
合計			2		1		2			1	1	4						3	9	1	3	4			3	5	2	1		42

令和5年～令和7年労働災害発生状況(全産業・累計)

稚内労働基準監督署

[illegible]

安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

－ 労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂 －

建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の2倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはさまれ、土砂崩壊など、死亡に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。

このため、建設業者は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

建設業では、発注者から元方事業者、関係請負人、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係請負人だけでなく、それ以外の発注者や元方事業者※の安全に対する理解と対策の実施が重要なのです。

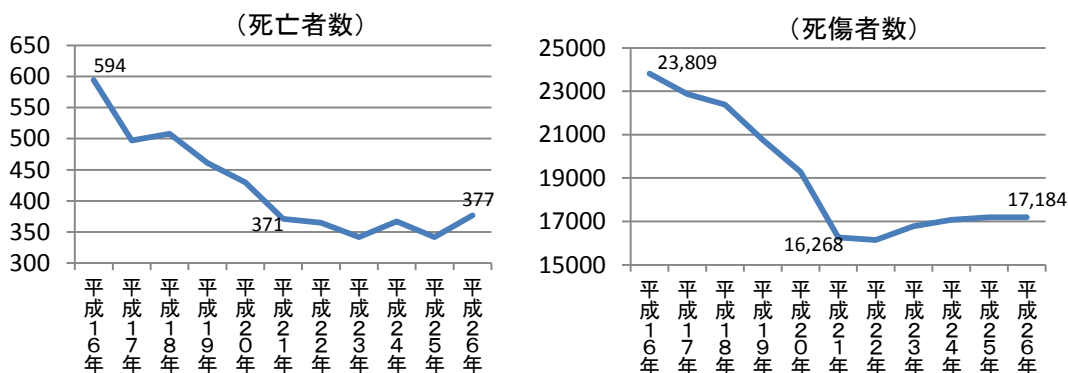
こうした中、厚生労働省は、元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年）により、「請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介します。

※元方事業者における統括安全衛生管理等以外に関係請負人の労働者に対する労働災害防止に係る義務はありません。

建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています

【建設業における労働災害件数】



適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません

- 発注者から契約約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある → 50%
うち「労働災害防止の徹底」が最も高く 69% なのに対し、
「安全衛生経費の積算」は 8% しかありません。
- 安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている → 14%

出典：「民間工事における注文者対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会

1. 建設工事請負契約における労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人等が義務的に負担しなければならない費用です。
つまり、労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

2. 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

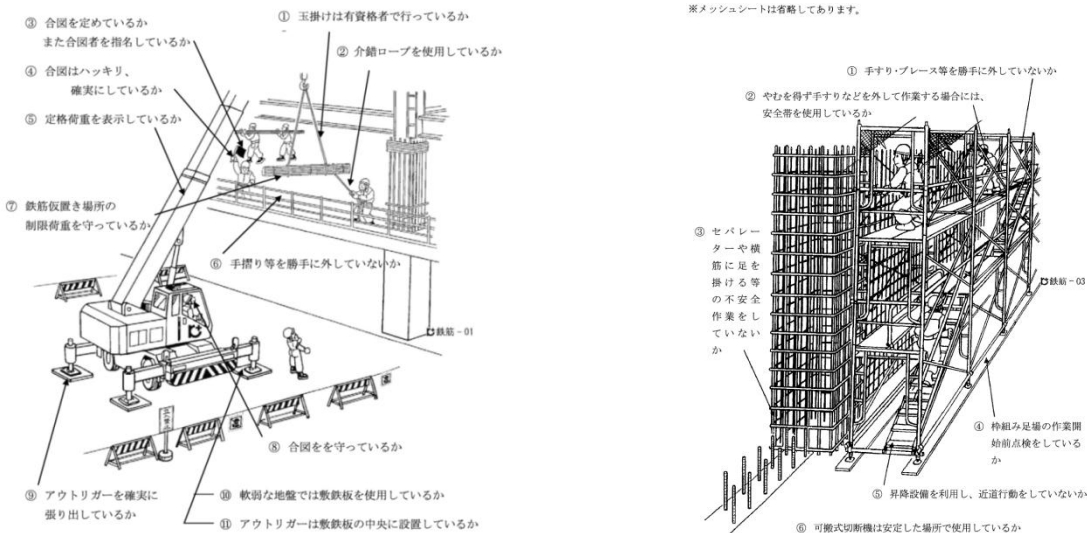
建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。



鉄筋組立作業における労働災害防止対策【例示】



実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策(区分表)【例示】

	実施者		経費負担者			実施者		経費負担者	
	元請	下請	元請	下請		元請	下請	元請	下請
1. 直接工事費					(2)昇降設備				
(1)移動式クレーン	○		○		①階段	○		○	
(2)足場	○		○		(3)その他				
2. 安全費					①敷鉄板	○		○	
(1)監視連絡等に要する経費					(2)玉掛用具	○		○	
①無線機(クレーンの合図)	○		○		4. 教育訓練費				
(2)保護具類					①新規入場者教育の資料	○			○
①保護帽		○		○	②新規入場者教育の実施	○		○	
②安全帯		○		○	③新規入場者教育の受講		○		○
③安全靴		○		○	④移動式クレーン運転免許取得者の配置	○		○	
3. 仮設費					⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○
(1)墜落・飛来落下防止措置					⑥安全衛生協議会への参加		○		○
①安全ネット	○		○		5. 上記以外の疾病・衛生対策				
②手すり等(駆体の端)	○		○		①健康診断		○		○
③立入禁止措置材	○		○		②熱中症対策(水筒等)		○		○
④立入禁止措置設置		○		○	6. その他				

注：区分表【例示】の明示すべき労働災害防止対策の抽出に当たっては、『「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書』（平成25年3月 建設業労働災害防止協会）が参考になります。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

内訳書【例示】

	実施者		経費負担者		経費積算					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
(2)保護具類										
①保護帽		○		○	○円／個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円／○日(年間稼働日数×耐久年数)
②安全帯		○		○	○円／個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円／○日(年間稼働日数×耐久年数)
③安全靴		○		○	○円／足 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円／○日(年間稼働日数×耐久年数)
3. 仮設費										
(1)墜落・飛来落下防止措置										
④立入禁止措置設置		○		○	直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
③新規入場者教育の受講		○		○	平均日当○円	人	○円	○人	○円	平均日当○円／8時間(1時間教育)
⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○	受講費	人	○円	○人	○円	
⑥安全衛生協議会への参加		○		○	日当○円、○回	回	○円	○回	○円	日当○円／8時間(1回1時間)

注：契約時における元請負人との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、可能な限り、その根拠を明確にすべきです。

(1) ～ (4) の手順においては、建設業法上適切な対応が必要です。
以下のような不適切な対応があった場合に、建設業法に違反または違反するおそれがあります。

元請負人が、あらかじめ見積条件において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

建設業法第20条第3項に違反

元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

建設業法第19条に違反

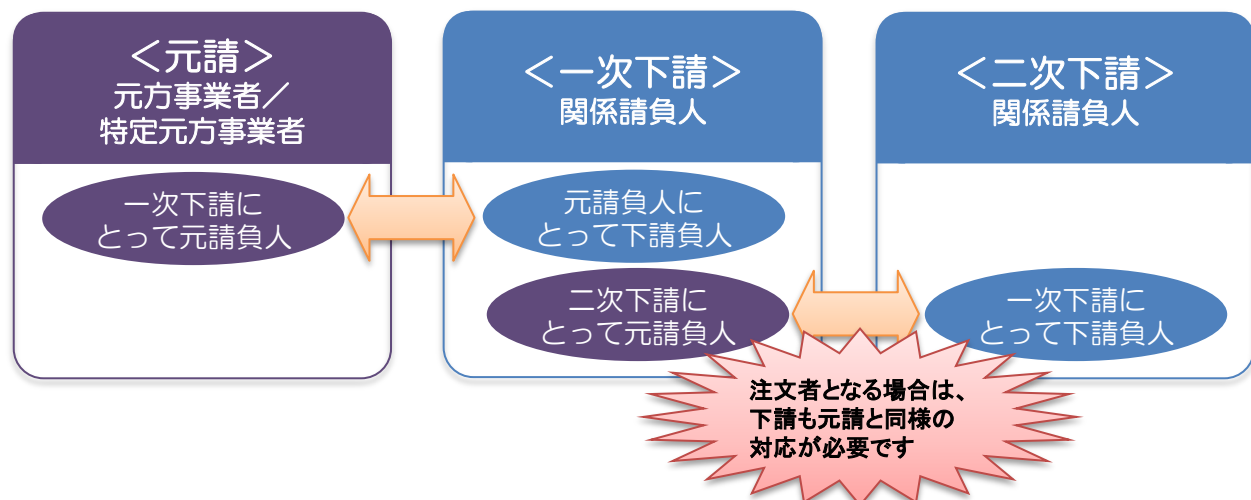
元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

3. 関係請負人においても2.と同様の対応が必要

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、**建設工事の下請契約の注文者となる場合は、「元請負人」として、2.と同様の対応が必要**です。

この場合、元方事業者が作成した「実施者と負担者の区分表」の利用などによって、元方事業者が行った明確化の内容が、労働者を使用する事業者となる下請負人に確実に伝えられる必要があります。



労働災害防止のために、発注者、元請負人に求められる事項

建設業に従事する方の労働災害防止のためには、発注者、元請負人（3.参照）において以下の措置を実施することが求められています。このことは、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討委員会報告書」（平成26年11月）に明記されています。

- 建設業に従事する者の災害を防止するため、発注者において施工時の安全衛生の確保のための必要な経費を積算すること
- 上記の経費には、一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な費用が含まれること
- 上記の経費が、受注者である元請等から関係請負人へ確実に渡るようにすること
- 雇用から請負への安易な転換を防ぐため、法定福利費の確保をはかること

注：「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において法定福利費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものとされています。

◆ お問い合わせ先・関係資料 ◆

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111 (内線5486)

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 建設業適正取引推進指導室

電話番号 03(5253)8111 (内線24715、24718)

- ☐ 「建設業法令遵守ガイドライン（改訂版）」の掲載先（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html
- ☐ 元方事業者による建設現場安全管理指針の掲載先（中央労働災害防止協会安全衛生情報センター）
http://www.jaish.gr.jp/anzen_pgm/HOU_DET1.aspx
- ☐ 「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書の掲載先（建設業労働災害防止協会）
http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/chosakenkyuhoukou_kensetukouzi.pdf

本足場（わく組足場以外）にかかる主な労働安全衛生法上の法規制

令和6年4月1日の労働安全衛生法改正により、**幅が1メートル以上の箇所において足場を使用する際は、原則本足場を使用し、一側足場を使用することができなくなります。**

本足場（わく組足場以外）の使用に当たっては、特に「足場用墜落防止設備」としての手すり等及び中さん等の設置、物体の落下による危険を防止するための幅木等の設備の設置が重要となります。これらの措置には複数の選択肢が存在しますので、現場の実情等に応じて適切な措置を検討し、講じてください。

墜落防止措置

わく組足場、一側足場以外の足場については、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、「足場用墜落防止設備」として、「手すり等」と「中さん等」を設置する必要があります。

足場等...高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備

同等以上の機能を有するものとしては、高さ85cm以上の防音パネル、ネットフレーム、金網が含まれます。

中さん等...高さ35cm以上50cm以下の柵又はこれと同等以上の機能を有する設備

同等以上の機能を有するものとしては、高さ35cm以上の幅木、防音パネル、ネットフレーム、金網、架設通路面と手すりの間において労働者の墜落防止のために有効となるようにX字型に配置された2本の斜材、が含まれます。

物体落下による危険防止措置

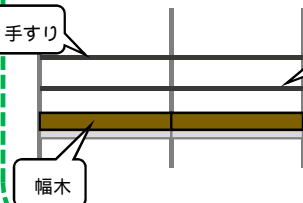
一側足場以外の足場については、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、「幅木等」を設置する必要があります。

幅木等...高さ10cm以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有するもの

同等以上の機能を有するものとしては、高さ10cm以上の防音パネル、ネットフレーム、金網が含まれます。

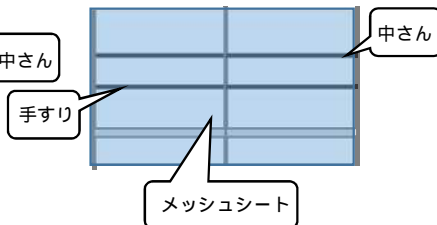
【措置例1】

手すり（高さ85cm以上）＋
中さん（高さ35～50cm）＋
幅木（高さ10cm以上）



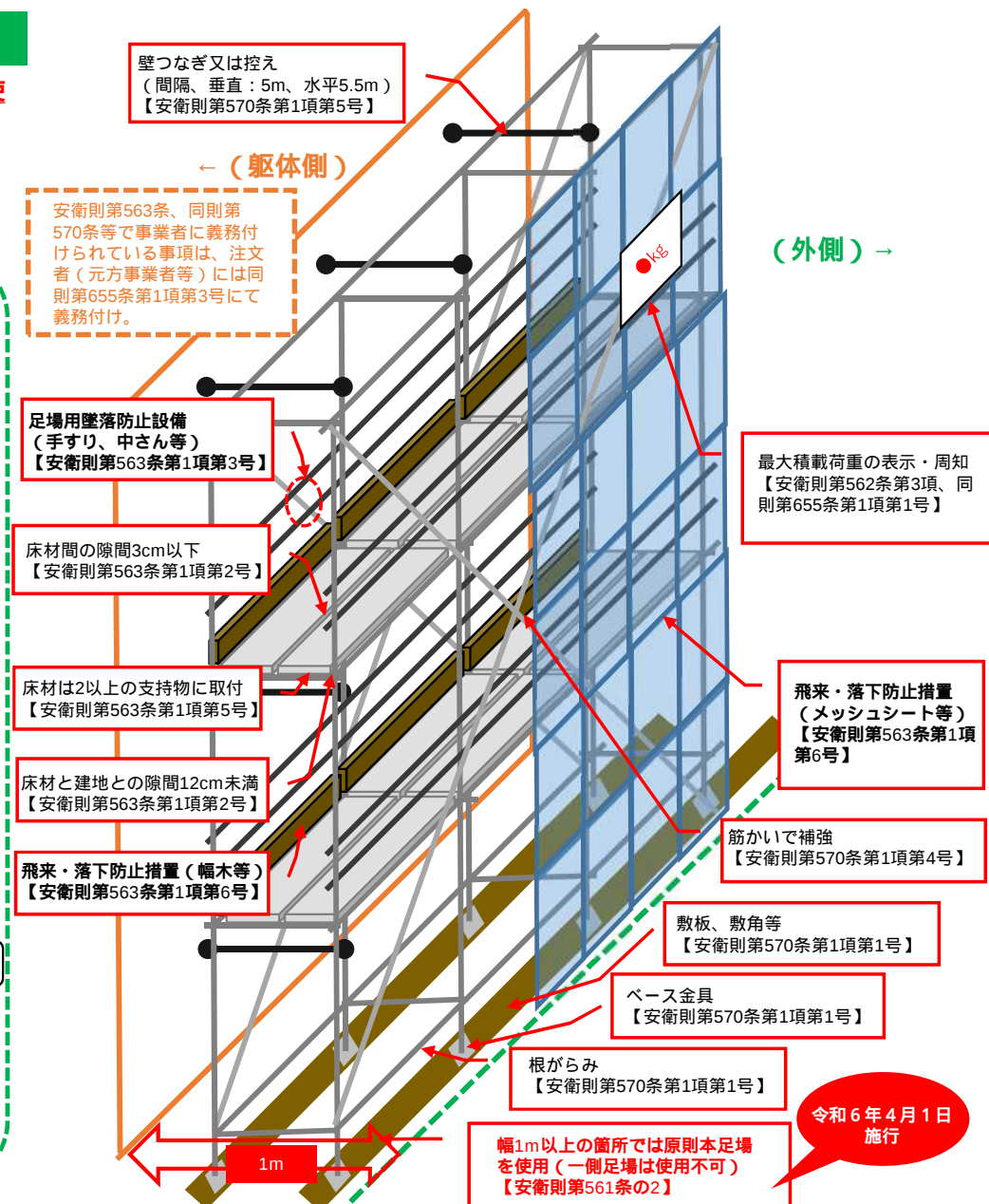
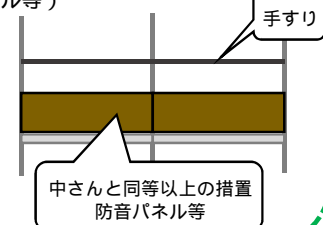
【措置例2】

手すり（高さ85cm以上）＋
中さん（高さ35～50cm）＋
メッシュシート



【措置例3】

手すり（高さ85cm以上）＋
中さんと同等以上の措置
（高さ35cm以上の防音パネル等）



わく組足場にかかる主な労働安全衛生法上の法規制

令和6年4月1日の労働安全衛生法改正により、**幅が1メートル以上の箇所において足場を使用する際は、原則本足場を使用し、一側足場を使用することができなくなります。**

本足場の内わく組足場の使用に当たっては、特に「足場用墜落防止設備」としての交さ筋かい、下さん、幅木等の設置、物体の落下による危険を防止するための幅木等の設備の設置が重要となります。これらの措置には複数の選択肢が存在しますので、現場の実情等に応じて適切な措置を検討し、講じてください。

墜落防止措置

わく組足場については、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、「足場用墜落防止設備」として、次の何れかの設備を設置する必要があります。

**交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の棧若しくは高さ15cm以上の幅木
又はこれらと同等以上の機能を有する措置**

〔同等以上の機能を有するものとしては、高さ15cm以上の防音パネル、ネットフレーム、金網が含まれます。〕

手すりわく

〔作業床から高さ85cm以上の位置に設置された手すり及び作業床から高さ35cm以上50cm以下の位置等に水平、鉛直又は斜めに設置された棧より構成されたわく状の丈夫な側面防護設備で十分な墜落防止の機能を有するものです。〕

物体落下による危険防止措置

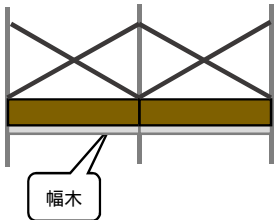
一側足場以外の足場については、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、「幅木等」を設置する必要があります。

幅木等...高さ10cm以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有するもの

〔同等以上の機能を有するものとしては、高さ10cm以上の防音パネル、ネットフレーム、金網が含まれます。〕

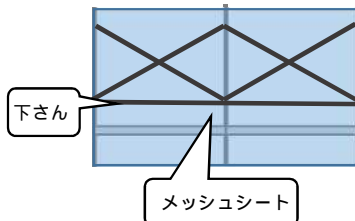
【措置例1】

交さ筋かい+
幅木（高さ15cm以上）



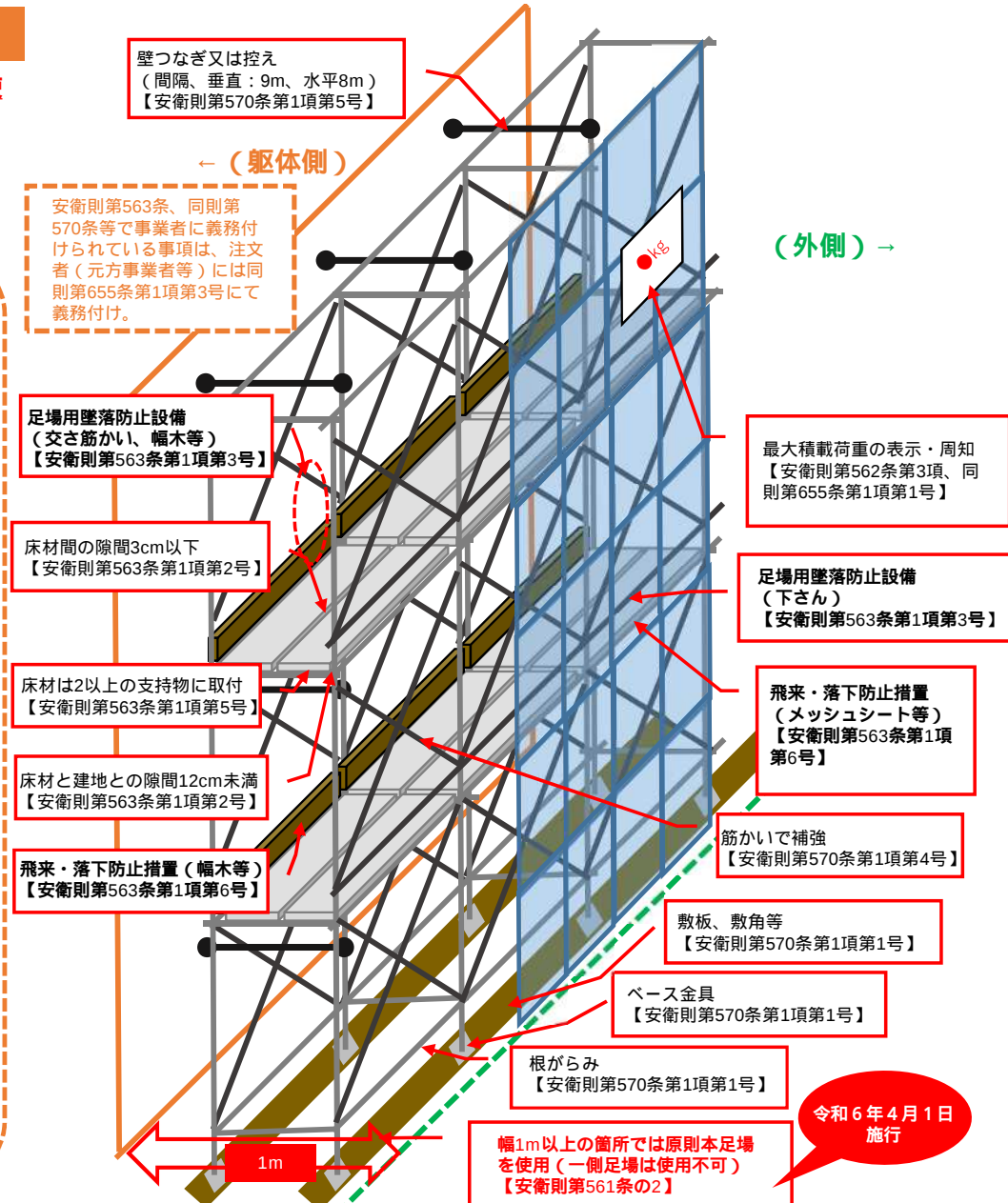
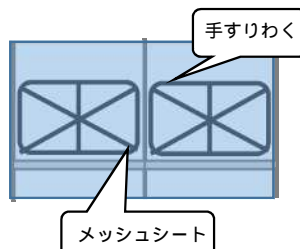
【措置例2】

交さ筋かい+
下さん（高さ15～40cm）+
メッシュシート



【措置例3】

手すりわく+
メッシュシート



一側足場にかかる主な労働安全衛生法上の法規制

令和6年4月1日の労働安全衛生法改正により、**一側足場を使用することができるのは、原則として幅が1メートル未満の箇所に限られます。**

一側足場の使用に当たっては、法令上は本足場で規定される「足場用墜落防止設備」の設置義務はありませんが、高さ2m以上の端部においては、少なくとも手すり等の墜落防止措置が必要となります。

また法的義務はありませんが、可能な限り、中さん、巾木等の設置に努めてください。

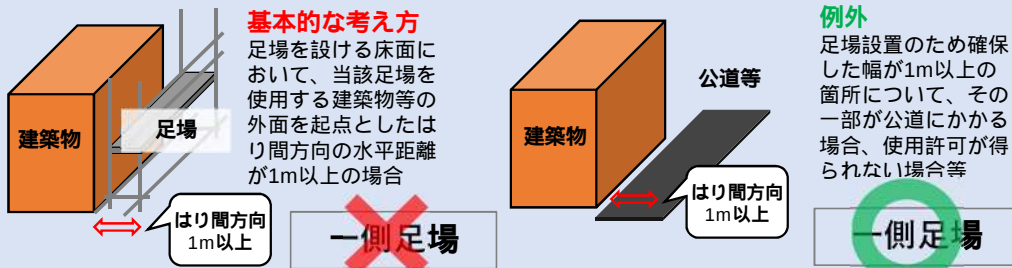
墜落防止措置

一側足場については、高さ2m以上の作業床の端部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、囲い、手すり、覆い等を設置する必要があります。

一側足場の使用範囲の明確化について

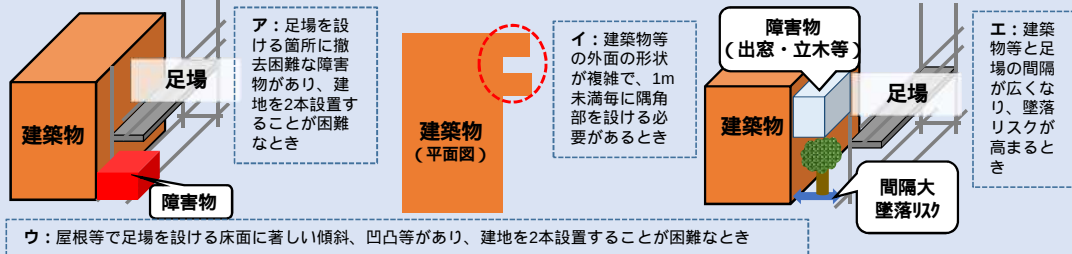
一側足場の使用の可否を判断する「幅1m以上」の箇所の判断は、以下の考え方で実施します。

1 「幅が1m以上の箇所」について

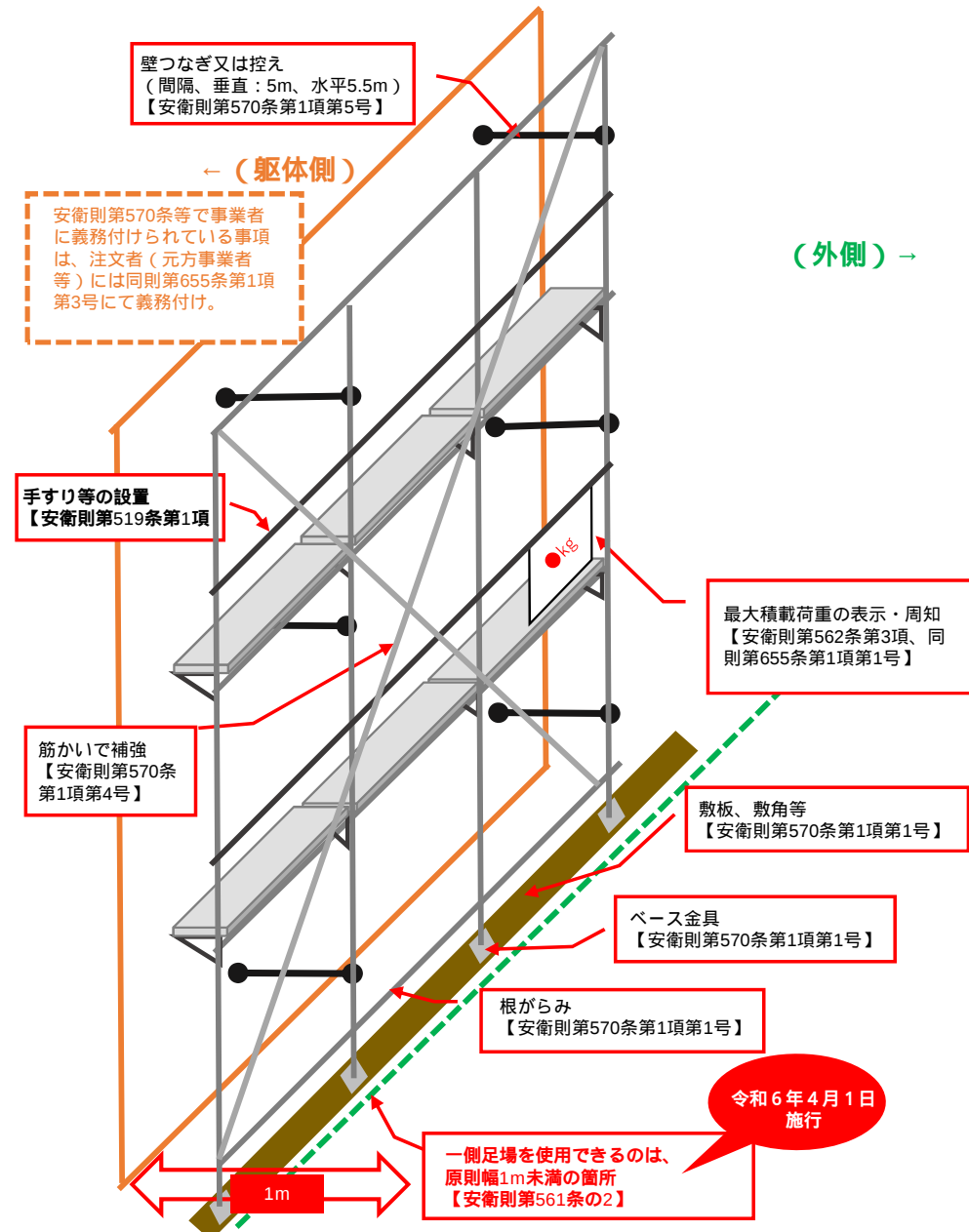


2 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について（ア～エ）

はり間方向の水平距離が1m以上の場合でも本足場の使用が困難な以下の場合は、一側足場の使用が可能です。



障害物等を理由として建地を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。



足場の点検等について

足場の安全点検を行う時季、点検事項

足場における
作業を開始する前

事業者

注文者
(元方事業者等)

安衛則第567条・第568条

安衛則第655条第1項第2号

墜落防止設備の
取り外し・脱落の有無

その日の
作業開始前

足場の
組立時

足場の
変更時

足場の
一部解体時

【 】
悪天候の後

- 1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
- 3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 4 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
- 5 幅木等の取付状態及び取り外しの有無
- 6 脚部の沈下及び滑動の状況
- 7 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状況及び取り外しの有無
- 8 建地、布及び腕木の損傷の有無
- 9 突りょうとつり索との取付け部の状態及びつり装置の歯止めの機能

- イ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
- ハ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- ニ 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
- ホ 幅木等の取付状態及び取り外しの有無
- ヘ 脚部の沈下及び滑動の状況
- ト 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状況及び取り外しの有無
- チ 建地、布及び腕木の損傷の有無
- リ 突りょうとつり索との取付け部の状態及びつり装置の歯止めの機能

悪天候とは
強風...10分間の平均風速が毎秒10m以上の風
大雨...1回の降水量が50mm以上の降雨
大雪...1回の降雪量が25cm以上の降雪
中震以上の地震...震度階級4以上の地震

足場の安全点検の流れ

令和5年10月1日
施行

1. 点検者の指名

【点検者】足場の組立、一部解体又は一部変更後の点検は以下の者によることが望ましい

- ・ 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮説安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

【指名の方法】

- ・ 書面で伝達する方法
- ・ 朝礼等に際し口頭で伝達する方法
- ・ メール、電話等で伝達する方法
- ・ あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法

点検者自らが点検者である
という認識を持ち、責任を
持って点検ができる方法

2. 指名された点検者による安全点検

「足場等の種類別点検チェックリスト」の活用が望ましい。

3. 点検結果の記録

【記録すべき事項】

- ・ 点検の結果
- ・ **点検者の氏名**
- ・ 点検結果に基づき修理等措置を講じた場合は、当該措置の内容

令和5年10月1日
施行

4. 点検結果の保存

【期間】足場を使用する作業を行う仕事終了するまでの間

作業主任者・特別教育

つり足場、張出し足場又は高さが**5m以上**の
構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

足場の組立て、解体又は変更の作業
(地上又は堅固な床上での補助作業の業務を除く)

足場の組立等作業主任者
技能講習修了者から、
足場の組立等作業主任者
を選任
(安衛則第565条)

作業主任者の氏名・職務
を掲示する等により関係
労働者に周知
(安衛則第18条)

作業主任者の職務

材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと
器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと
作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること
要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること

作業する労働
者に**特別教育**
を実施
(安衛則第36条第39号)

【関係法令（抜粋）】

労働安全衛生規則第519条（開口部等の囲い等）…**一側足場の場合の適用条文**

- 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆(おお)い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。
- 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第552条（架設通路）…**労働者が通行するために設けられる通路部分**

- 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
 - 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。
 - 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）
 - 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下の柵又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中柵等」という。）
- 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中柵等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
 - 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
 - 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中柵等を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。
- 労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第561条の2（本足場の使用）…**令和6年4月1日施行**

事業者は、幅が一メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

第562条（最大積載荷重）

- 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載してはならない。
- 事業者は、第一項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。

第563条（作業床）

- 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。
 - つり足場の場合を除き、幅、床材間の隙間及び床材と建地との隙間は、次に定めるところによること。
 - 幅は、四十センチメートル以上とすること。
 - 床材間の隙間は、三センチメートル以下とすること。
 - 床材と建地との隙間は、十二センチメートル未満とすること。

- 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。）を設けること。
 - わく組足場（妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。）次のいずれかの設備
 - 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の柵若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備
 - 手すりわく
 - わく組足場以外の足場 手すり等及び中柵等
- 腕木、布、はり、脚立(きゃたつ)その他作業床の支持物は、これにかかる荷重によつて破壊するおそれのないものを使用すること。
- つり足場の場合を除き、床材は、転位し、又は脱落しないように二以上の支持物に取り付けること。
- 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取り外す場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。
- 前項第二号ハの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、床材と建地との隙間が十二センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、適用しない。
 - はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が二十四センチメートル未満の場合
 - はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を二十四センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合
- 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
 - 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
 - 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 第一項第五号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - 幅が二十センチメートル以上、厚さが三・五センチメートル以上、長さが三・六メートル以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。
 - 足場板は、三以上の支持物に掛け渡すこと。
 - 足場板の支点からの突出部の長さは、十センチメートル以上とし、かつ、労働者が当該突出部に足を掛けるおそれのない場合を除き、足場板の長さの十八分の一以下とすること。
 - 足場板を長手方向に重ねるときは、支点の上で重ね、その重ねた部分の長さは、二十センチメートル以上とすること。
 - 幅が三十センチメートル以上、厚さが六センチメートル以上、長さが四メートル以上の板を床材として用い、かつ、前号ロ及びハに定める措置を講ずるとき。
- 事業者は、第三項の規定により作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちに当該設備を原状に復さなければならない。
- 労働者は、第三項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第565条（足場の組立て等作業主任者の選任）

- 事業者は、令第六条第十五号の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

労働安全衛生法施行令第6条第15号

つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）は、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業。

第566条（足場の組立て等作業主任者の職務）

事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。
- 一 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること

第567条（点検）

- 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、**点検者を指名して（令和5年10月1日施行）**、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。
- 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、**点検者を指名して（令和5年10月1日施行）**、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。
 - 一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
 - 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
 - 三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
 - 四 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
 - 五 幅木等の取付状態及び取り外しの有無
 - 六 脚部の沈下及び滑動の状態
 - 七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無
 - 八 建地、布及び腕木の損傷の有無
 - 九 突りようとしてつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能
- 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事終了するまでの間、これを保存しなければならない。
 - 一 当該点検の結果及び**点検者の氏名（令和5年10月1日施行）**
 - 二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

第569条（丸太足場）

- 事業者は、丸太足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
 - 六 一側足場、本足場又は張出し足場であるものにあっては、次に定めるところにより、壁つなぎ又は控えを設けること。
- 第一項第六号の規定は、窓枠の取付け、壁面の仕上げ等の作業のため壁つなぎ又は控えを取り外す場合その他作業の必要上やむを得ない場合において、当該壁つなぎ又は控えに代えて、建地又は布に斜材を設ける等当該足場の倒壊を防止するための措置を講ずるときは、適用しない。

第570条（鋼管足場）

- 事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
 - 一 足場（脚輪を取り付けた移動式足場を除く。）の脚部には、足場の滑動又は沈下を防止するため、ベース金具を用い、かつ、敷板、敷角等を用い、根がらみを設ける等の措置を講ずること。
 - 二 脚輪を取り付けた移動式足場にあつては、不意に移動することを防止するため、ブレーキ、歯止め等で脚輪を確実に固定させ、足場の一部を堅固な建築物に固定させる等の措置を講ずること。
 - 三 鋼管の接続部又は交差部は、これに適合した附属金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。
 - 四 筋かいで補強すること。

- 一側足場、本足場又は張出し足場であるものにあっては、次に定めるところにより、壁つなぎ又は控えを設けること。
 - イ 間隔は、次の表の上欄に掲げる鋼管足場の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下とすること。（表）
 - ロ 鋼管、丸太等の材料を用いて、堅固なものとすること。
- 八 引張材と圧縮材とで構成されているものであるときは、引張材と圧縮材との間隔は、一メートル以内とすること。
- 六 架空電路に近接して足場を設けるときは、架空電路を移設し、架空電路に絶縁用防護具を装着する等架空電路との接触を防止するための措置を講ずること。
- 2 前条第三項の規定は、前項第五号の規定の適用について、準用する。この場合において、前条第三項中「第一項第六号」とあるのは、「第五百七十条第一項第五号」と読み替えるものとする。

第571条（令別表第八第一号に掲げる部材等を用いる鋼管足場）

- 事業者は、令別表第八第一号に掲げる部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場については、前条第一項に定めるところによるほか、単管足場にあつては第一号から第四号まで、わく組足場にあつては第五号から第七号までに定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
 - 一 建地の間隔は、けた行方向を一・八五メートル以下、はり間方向は一・五メートル以下とすること。
 - 二 地上第一の布は、二メートル以下の位置に設けること。
 - 三 建地の最高部から測つて三十一メートルを超える部分の建地は、鋼管を二本組とすること。ただし、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の二分の一以下の荷重をいう。）を超えないときは、この限りでない。
- 四 建地間の積載荷重は、四百キログラムを限度とすること。
- 五 最上層及び五層以内ごとに水平材を設けること。
- 六 はりわく及び持送りわくは、水平筋かいその他によつて横振れを防止する措置を講ずること。
- 七 高さ二十メートルを超えるとき及び重量物の積載を伴う作業を行うときは、使用する主わくは、高さ二メートル以下のものとし、かつ、主わく間の間隔は一・八五メートル以下とすること。
- 2 前項第一号又は第四号の規定は、作業の必要上これらの規定により難い場合において、各支点間を単純ばりとして計算した最大曲げモーメントの値に関し、事業者が次条に定める措置を講じたときは、適用しない。
- 3 第一項第二号の規定は、作業の必要上同号の規定により難い部分がある場合において、二本組等により当該部分を補強したときは、適用しない。

第653条（物品揚卸口等についての措置）...元方事業者等注文者の義務規定

- 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆(おお)い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆(おお)い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。
- 注文者は、前項の場合において、作業床で高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所にあるものについては、労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。

第654条（架設通路についての措置）

- 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に架設通路を使用させるときは、当該架設通路を、第五百五十二条に規定する架設通路の基準に適合するものとしなければならない。

第655条（足場についての措置）

1 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

- 一 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。
- 二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、**点検者を指名して（令和5年10月1日施行）**、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検させ、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

- イ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
- ハ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- ニ 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
 - ホ 幅木等の取付状態及び取り外しの有無
- ヘ 脚部の沈下及び滑動の状態
- ト 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態
- チ 建地、布及び腕木の損傷の有無
- リ 突りようとり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

三 前二号に定めるもののほか、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節（第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百六十二条第二項、第五百六十三条、第五百六十九条から第五百七十二条まで及び第五百七十四条に限る。）に規定する足場の基準に適合するものとすること。

2 注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 当該点検の結果及び**点検者の氏名（令和5年10月1日施行）**
- 二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

足場等の種類別点検チェックリスト - （ ）足場用 - (注1)

足場等点検チェックリスト

工事名（ ） 工期（ ～ ）（注2）

事業場名（ ）

点検者職氏名（ ）（注3）

点検日 年 月 日

点検実施理由（悪天候後、地震後、足場の組立て後、一部解体後、変更後）（その詳細）（注4）

足場等の用途、種類、概要（ ）（注5）

点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
4 足場用墜落防止設備）の取外し及び脱落の有無（注11）				
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 建地、布及び腕木の損傷の有無				
9 突りようとり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				

足場の設置が困難な屋根上作業での 墜落防止対策のポイント

「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」のポイント

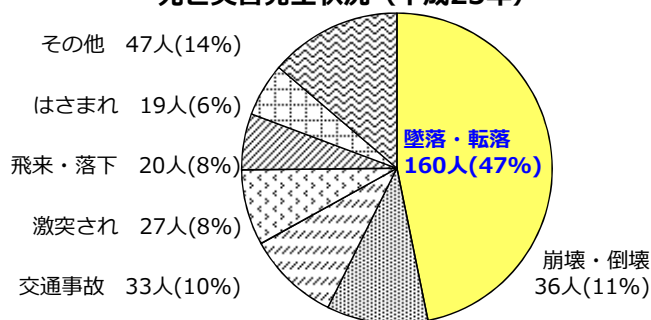
建設業の労働災害による死亡者数は、中長期的には減少していますが、ここ数年は減少数が鈍っており、毎年300人以上の方が亡くなっています。

事故の型別にみると、墜落・転落による死亡事故が47%を占め、最も大きな割合となっています。また、墜落した場所で見ると、屋根からの墜落事故が多くなっています。スレート等の屋根の踏み抜きと合わせると、平成25年は43人となり、全体の約27%を占めています。

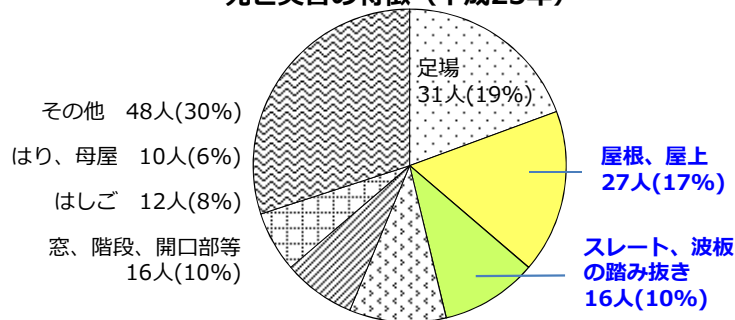
このような状況を踏まえ、厚生労働省では、平成26年1月に「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を作成しました。

このパンフレットは、**短期間に屋根作業が終了し、屋根端部に足場を設置するより安全面において合理的と考えられる場合に適用できる**安全帯取付設備の設置方法と、ハーネス型安全帯等の使用方法についてとりまとめたものです。

建設業における事故の型別
死亡災害発生状況（平成25年）



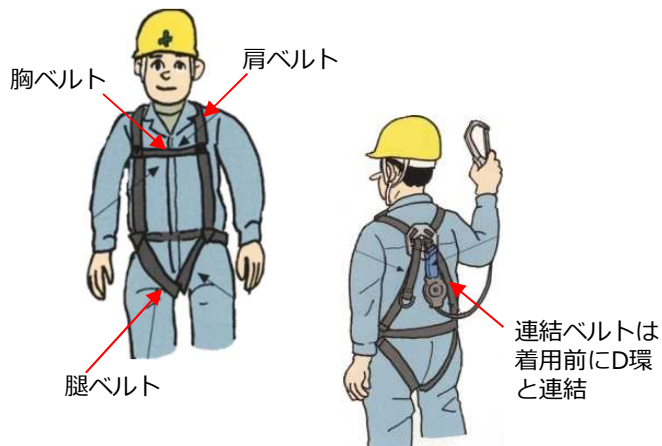
建設業における墜落による
死亡災害の特徴（平成25年）



適正な保護具を正しく装着しましょう

【ハーネス型安全帯】

ハーネス型安全帯は墜落阻止時に身体への負担が少ないとされている。ベルトにねじれがないか確認しつつ、長さを調節し、ゆるみがないように着用する。
なお、一度大きな力が加わった安全帯は使用しない。



【ランヤード】

ショックアブソーバ付きで、巻取機能があるものを使用する。



【安全靴】

耐滑性、安全性、屈曲性に優れた靴を選ぶ。



【保護帽】

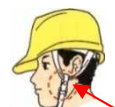
①まっすぐ深くかぶる。



②ヘッドバンドは頭の大きさに合わせて調節し確実に固定する。



③アゴひもは緩みがないようにしっかり締める。



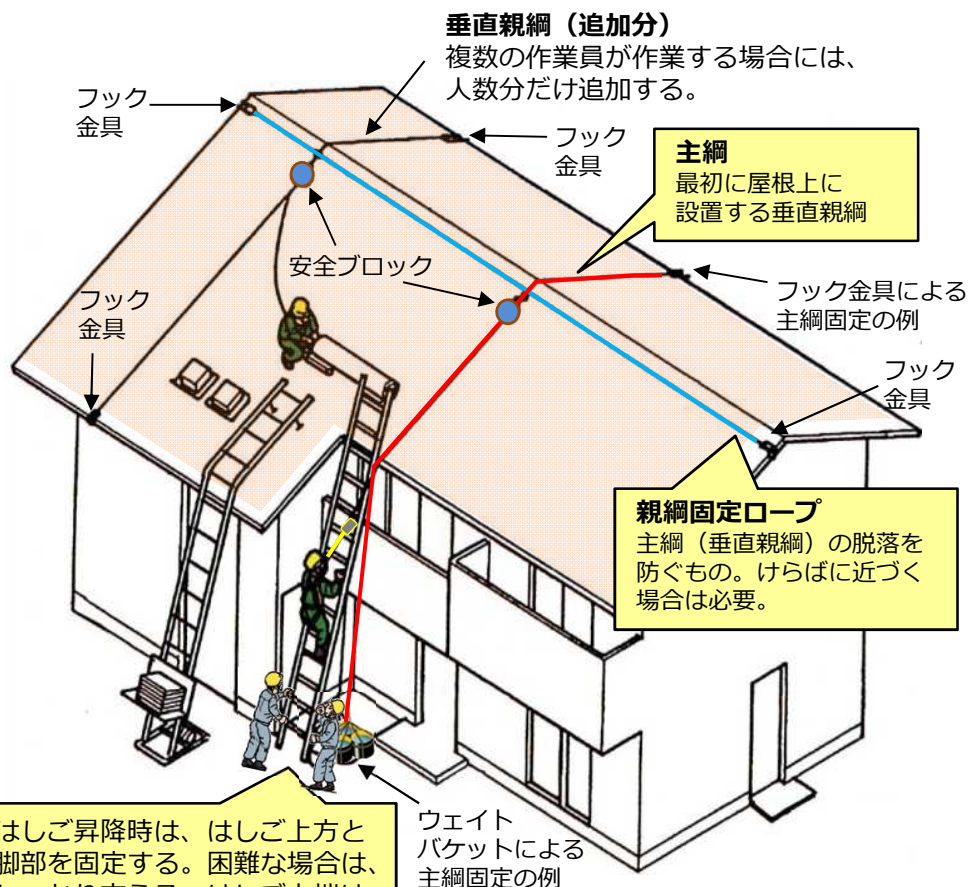
屋根上での作業を始める前に墜落防止対策の要となる、一本目の垂直親綱（主綱）を設置します。主綱の設置方法の1つは、地上から操作棒を使うやり方です。この方法では、作業開始前（はしご昇降前）から作業終了時まで、作業者の地上への墜落阻止が期待できます。

- 屋根勾配が6/10以上の場合など、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合は、屋根用足場などの作業床の設置が必要です。
- 大量の資材で屋根面の多くが覆われてしまう場合などは、適切な作業床を確保するための措置が必要です。
- 墜落防止対策の他、立入禁止区域の設定など飛来物災害を防止する措置も併せて行うことが必要です。

【作業手順】

- ① 操作棒を使って、ガイドボール付きのパイロットラインを屋根上に通す。次に、強固な構造物やウェイトバケットなどに一端を固定した主綱をパイロットラインと仮固定する。
- ② パイロットラインと仮固定した主綱を手前側へ引き戻し、屋根上を通した主綱を強固な構造物・樹木などに固定する。
- ③ スライドを主綱に連結し、はしごを昇り屋根上に上がり、屋根棟付近で安全ブロックを主綱に連結する。
- ④ 安全ブロックのストラップが適切に機能することを確認してから、安全帯のD環へ取り付ける。そのあとで、スライドをD環から取り外す。

【操作棒を使った地上からの主綱設置の例】

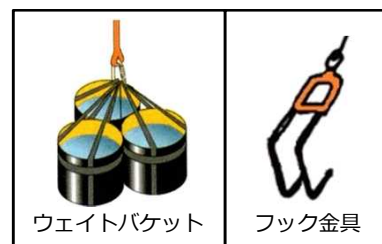


はしご昇降時は、はしご上方と脚部を固定する。困難な場合は、しっかり支える。はしご上端は60cm以上出し、脚部は平らで、めりこみのおそれのない状態にして使用する。

※ストラップの変形・損傷の有無やロック機能について、使用前に必ず点検しておく。



＜主綱固定器具の例＞



※ウェイトバケットの重量は、この親綱を利用する作業員の体重程度以上を目安とする。

移動はしごを使った主綱の設置のしかた

- 屋根勾配が6/10以上の場合など、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合は、屋根用足場などの作業床の設置が必要です。
- 大量の資材で屋根面の多くが覆われてしまう場合などは、適切な作業床を確保するための措置が必要です。
- 墜落防止対策の他、立入禁止区域の設定など飛来物災害を防止する措置も併せて行うことが必要です。

A cartoon illustration of a construction worker in a blue uniform and yellow hard hat falling backwards from a wooden ladder. The worker is holding onto the ladder with one hand, and a red starburst indicates the point of impact or the fall. The ladder is positioned vertically on the left side of the image.

主網
最初に屋根上に設置する垂直親綱

追加した垂直親綱

安全ブロック

はしご上方・脚部を
堅固な構造物に
ロープで固定する。

親綱固定ロープ
主網（垂直親綱）の脱落を防ぐもの。けらばに近づく場合は必要。

はしごは、平らでめりこみのおそれのない場所に立てる。
また、JIS規格など性能が信頼できるものを使う。

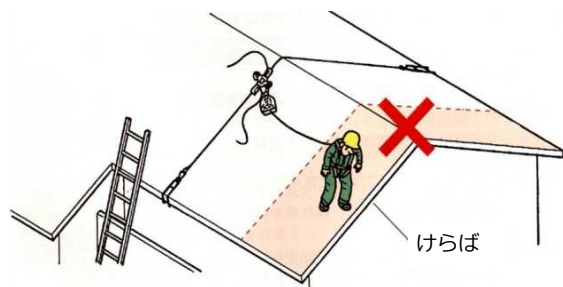
主綱

フック金具

屋根上での安全な作業方法

屋根上で作業を行う際は、次の点に注意してください。

けらば付近に近づく場合は、親綱固定ロープで主綱または追加した垂直親綱の水平移動を拘束する補強が必要です。

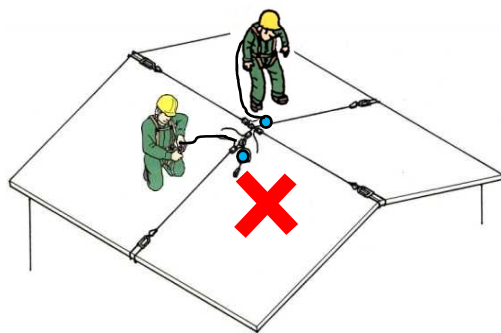


けらばには近づかない

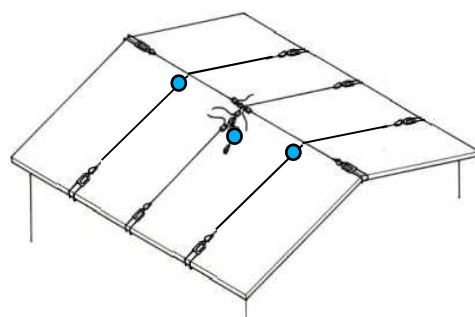


けらばに近づく場合は、
親綱固定ロープによる補強を行う

複数の作業者が屋根上で作業する場合は、その人数分だけ垂直親綱を屋根上に増設する必要があります。



1本の主綱（垂直親綱）に
複数の安全ブロックを取り付けて使用しない

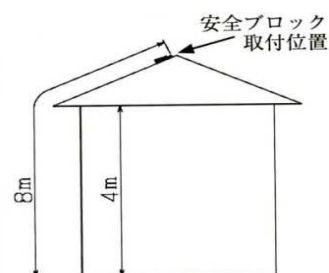


作業者数に応じて、
垂直親綱の増設を行う

軒先の高さが低い建物や安全ブロックの取付位置から地上までの距離が短い場合などは、ストラップの短い安全ブロックを使用するか、安全ブロックを取り付ける位置をよく検討する必要があります。

例えば、ストラップの長さが5.7mの通常の安全ブロックの場合、軒先の高さが4m以下の建物や安全ブロックの取付位置から地上までの延べ長さが8m以下の建物では、墜落防止時に地上に衝突する危険性があります。

このような場合は、小型の安全ブロック（ストラップ長3.5m）を使用するか、または安全ブロックを取り付ける位置を十分に検討するようにしてください。



詳細は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお尋ねいただくか、厚生労働省ホームページをご覧ください。

墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/140526-1.html>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係リーフレット一覧 > - 足場の設置が困難な屋根上作業 - 墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル